

平成 21 年 11 月 4 日
消 費 者 庁

就職活動中の学生を対象とした強引な英会話等の勧誘を巡る 消費者トラブルへの対応について

昨今、就職説明会や就職セミナーの会場近辺で、「就職活動に英会話は必要ですか」などといった内容のアンケート調査を実施した上で、後日、大学生などを呼び出し、英会話教室やリクルート講座を長時間にわたり強引に勧誘するなどの消費者トラブルが増加しております。

今後、就職活動が本格化する時期を迎えることから、独立行政法人国民生活センターにより注意喚起を行ったところですが^(注)、これに加えて、勧誘の対象が主として大学生であることにかんがみ、消費者庁では、文部科学省を通じ、各大学等に、所属する学生に対する注意喚起の協力を要請いたしました。(別紙 1 として、消費者庁から文部科学省への要請文書、別紙 2 として、文部科学省から各国公私立大学等への要請文書をそれぞれ添付。)また、併せて、各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課を通じ、消費生活センターに対し、本件に関し、大学生などから消費者相談があった場合には適切に対処するよう要請をしたところです(別紙 3)。

消費者庁としては、引き続き、本件について、消費者トラブルの動向を注視するとともに、必要に応じ、厳正な法執行に努めてまいります。

(注) 本日、独立行政法人国民生活センターにおいて、本件の消費者トラブルに関し報道発表を行ったところ(別添参照)。

問い合わせ先 消費者庁政策調整課 企画官 山下、主査 佐竹 電話：03-3507-9188
--

消政調第7号
平成21年11月4日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
藤野 公之 殿
文部科学省高等教育局学生・留学生課長
下間 康行 殿

消費者庁政策調整課長
黒田 岳士
(公印省略)

就職活動中の学生を対象とした
強引な英会話等の勧誘を巡る消費者トラブルについて

消費者行政の推進にあたり、日頃からご協力頂きありがとうございます。

昨今、就職説明会や就職セミナーの会場近辺で、「就職活動に英会話は必要ですか」などといった内容のアンケート調査を実施した上で、後日、大学生などを呼び出し、英会話教室やリクルート講座を長時間にわたり強引に勧誘するなどの消費者トラブルが増加しております。

このため、独立行政法人国民生活センターにより、こうした消費者トラブルの事例と消費者へのアドバイスについて、11月4日付けで公表し、慎重に取引に入るよう注意喚起をしたところです。

また、都道府県等の消費生活センターでは、被害にあった消費者に対する助言や、事業者とのあっせんを行っております。

こうした消費者トラブルが就職活動中の大学生などに多いことにかんがみ、貴課より、各大学等に対し、国民生活センターのホームページ (<http://www.kokusen.go.jp/>) を示して、上記公表内容の紹介や、地元の消費生活センターの役割を紹介すること等により、被害の防止を図るよう周知徹底して頂きますようお願い申し上げます。



21 高学支第34号
平成21年11月4日

各国公私立大学学生部長 (担当職)
各公私立短期大学事務部長 (担当職)
各国公私立高等専門学校事務部長 (担当職) 殿
各都道府県専修学校主管課長 (担当職)
各都道府県教育委員会専修学校主管課長 (担当職)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
藤野公之

(印影印刷)

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
下間康行

(印影印刷)

学生・生徒の消費者被害防止について (通知)

各大学等におかれましては、日頃より、学生・生徒に対する教育や指導の改善及び学生生活の支援の充実に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、大学等における学生の消費者啓発の推進については、平成19年2月27日付け18高学支第69号で通知しているところですが、消費者庁によると、昨今、就職活動中の学生が強引な英会話等の勧誘を巡る消費者トラブルに巻き込まれる事例が増加しております。

このため、独立行政法人国民生活センターにおいて、平成21年11月4日付けでこうした消費者トラブルの事例と消費者へのアドバイスについて公表し、注意喚起をしたところであり、また、都道府県等の消費生活センターにおいては、被害に遭った学生・生徒に対する助言や事業者との斡旋を行っておりますが、この度、これらの周知について、別紙のとおり、消費者庁から協力依頼がありました。

については、貴職におかれましては、別添資料の広報誌等への掲載、学内掲示等により、学生・生徒に対する周知徹底を図り、消費者被害の防止に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、このことについて所轄の専修学校に対して、周知をお願いします。

生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線:2939)
高等教育局学生・留学生課厚生係・活動支援係
TEL 03-5253-4111(内線:2519)

消政調第8号
平成21年11月4日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課 御中

消費者庁政策調整課
(公印省略)

就職活動中の学生を対象とした
強引な英会話等の勧誘を巡る消費者トラブルについて

日頃より、消費者行政にご協力頂きましてありがとうございます。

昨今、主として就職活動中の大学生を対象とした強引な英会話等の勧誘を巡って、消費者トラブルが増加しており、独立行政法人国民生活センターにより、11月4日付けで注意喚起を行ったところです（別添1）。

また、消費者庁では、同日付けで、文部科学省を通じ、各大学等に対し、所属の学生への注意喚起を行うよう要請したところであり（別添2）、かかる要請を受け、文部科学省からは、別添3の文書が各大学等に通知されております。

このため、今後、大学生などの消費者から、当該消費者トラブルについての苦情・相談が寄せられることが多く見込まれるところですが、その際には、よろしくご対処くださるようお願いいたします。

なお、お手数ですが、貴都道府県下の市町村消費者行政担当課及び消費生活センターにも周知して頂きますようお願い致します。

以上

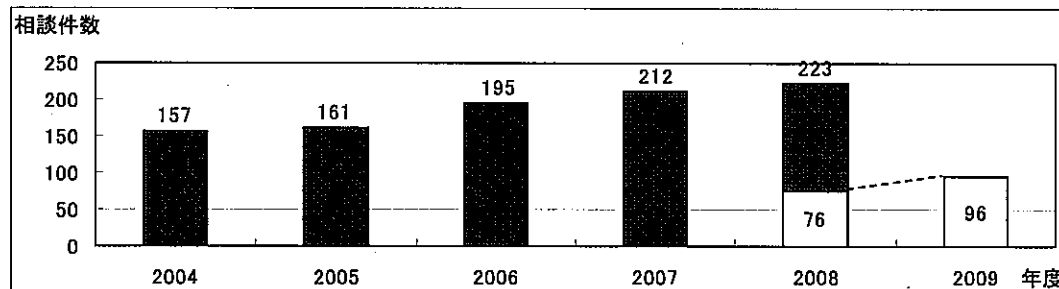
平成21年11月4日
独立行政法人 国民生活センター

就活中の大学生はご注意！英会話教室やリクルート講座の強引な勧誘

大学生の就職活動が厳しいなか、「就職に役立つ」とうたい、英会話教室やリクルート講座を大学生に強引に契約させるトラブルが増加している。就職説明会を装い大学生を呼び出し教室・講座の契約を迫り、断ると「決断力がない。このままでは就職できない」と告げるなど、就職活動中の大学生の不安につけ込む悪質なケースが多くみられるため、注意を呼びかける。

1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）にみる相談の概要

（1）就職活動中の学生に「教室・講座」を契約させるトラブルに関する相談件数の推移



・2004年度以降、1,044件の相談が寄せられている（データは2009年9月末日までの登録分）。相談事例をみると、大学生のトラブルがほとんどである。

（2）相談の傾向（％は相談件数1,044件を100として算出した値）

- ①講座・教室の内容をみると、外国語・会話教室がもっとも多く（622件、59.6％）、次いで資格講座（95件、9.1％）、自己啓発セミナーなどの精神修養講座（95件、9.1％）、パソコン・ワープロ教室（58件、5.6％）である。
- ②契約者の性別は男性が648件（62.1％）、女性が392件（37.5％）である。居住地域[※]をみると、南関東556件（53.3％）、近畿246件（23.6％）、東海72件（6.9％）、九州北部71件（6.8％）と都市部でのトラブルが目立つ。
- ③平均契約金額は約67万円である。

※「南関東」は埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、「近畿」は滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県、「東海」は岐阜県・静岡県・愛知県・三重県、「九州北部」は福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県である。

2. 相談事例

【事例1】

会社説明会の帰りに呼び止められアンケートに答えたところ、後日、電話で「就職に役立つ話が聞ける」と長時間勧められた。「1時間だけ」とのことだったのでやむなく出向くと、狭い個室に案内され、一対一で3時間も説明された。途中で「帰りたい」と伝えたが話がなかなか終わらず、次の予約までさせられた。2回目は英会話学校の契約を2時間半も勧誘され、契約をためらっていると「もう大人なんだから、自分で今決めて」と言われた。60万円近くの契約だったので「支払えない」と断ったが「バイトすれば支払える」と説得され、仕方なく契約してしまった。

（2009年7月相談受付、愛知県・21歳・男性・大学生）

【事例2】

3日前、就職説明会場から出たところで声をかけられ、アンケートに答えた。一昨日、電話で「英会話教室とリクルート講座の説明会に参加しないか」と誘われ、その日のうちに営業所で説明を2時間受けた。営業員から「明日も説明したい」と言われ、昨日は朝9時から夕方5時まで英会話教室とリクルート講座を勧誘された。「家に帰って考えたい」と伝えたが、「いま決めないとダメ」と言われたので、仕方なく契約をした。しかし、契約金額は約70万円と高額なので解約したい。

(2009年5月相談受付、東京都・22歳・男性・大学生)

【事例3】

就職活動中、会社説明会で知り合った同年齢の大学生に「自分を高めて、やる気も出て、お金儲けもできる」という自己啓発セミナーに誘われた。参加したところ、セミナーは20代中心の若い人ばかりで、部活のような雰囲気だった。その後も誘われているが、断ると「やる気が落ちてくるね。やる気をつけてあげるよ」と何度もメールが届く。「今度会うときは入会金36,500円を持って来て」と言われており、困っている。

(2009年4月相談受付、神奈川県・22歳・女性・大学生)

3. 問題点（主な手口）

- ・大学や就職説明会場から出てきたところを呼び止め、「就職活動で困っていることは？」といったアンケートへの回答を求め、大学生に氏名や電話番号を記入させる（277件、26.5%）。
- ・本当は教室や講座の勧誘を目的としているにもかかわらず、「就職に役立つ話が無料で聞ける」など勧誘目的を隠して、電話などで大学生を呼び出す（176件、16.9%）。
- ・個室で一对一で、あるいは複数の者が囲んで、長時間（2～6時間が多い）にわたり勧誘する（242件、23.2%）。
- ・断ると「このままでは就職はうまくいかない」「大人なのに、なぜ親に相談するのか」などと言い、強引に契約させる（279件、26.7%）。
- ・大学生には高額な契約が多く、「支払えない」と断ると「アルバイトすれば支払える」と2～3年にわたるクレジット契約を結ばせている（677件、64.8%）。

4. 消費者へのアドバイス

(1) 必要がなければ、きっぱり断ること

英会話教室やリクルート講座などの受講が現在の就職活動にすぐに役立つか、毎月2～3万円を2～3年にわたって支払い続けることが負担にならないか、よく検討すること。

契約するつもりがないのに、営業所等で執ように勧誘されたら「契約しない」「帰りたい」とはっきり告げること。

(2) トラブルにあったら一人で悩まず、家族や消費生活センターに相談すること

断り切れずに契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取消しができる場合があるので、すぐに消費生活センターに相談すること。また、家族に相談しないよう業者に口止めされているケースが多いので、家族も注意すること。

(参考) 適格消費者団体 消費者支援機構関西が、英会話教室の運営会社に対して提起した「退去妨害等の不当勧誘の停止等」を求めた差止請求訴訟について、平成21年3月4日、「退去妨害等の不当勧誘の停止等」を内容とする訴訟上の和解が成立している。

- ・内閣府「消費者契約法・消費者団体訴訟制度について」の判決・和解情報（平成21年3月11日）
<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/hanketsu/file/wakai.pdf>
- ・消費者支援機構関西ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

【情報提供先】 消費者庁 消費者情報課 地方協力室

(本件問合せ先) 独立行政法人 国民生活センター情報部 (担当: 福井) 電話 03-3443-1793